

令和 7 年第 1 2 回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 1 2 月 2 3 日（火） 午前 9 時 30 分～10 時 40 分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館 3 階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員（ 10 名 ）

1 番	吉留 義晃	2 番	南原 奈美子
3 番	赤崎 敬一郎	4 番	濱田 誠
5 番	前野 浩司	6 番	満園 和徳
7 番	山内 美千代	8 番	山崎 博文
9 番	坂元 兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員（ 23 名 ）

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	野間 菊昭
14 番	池之野 智幸	15 番	久保蘭 貴政	16 番	水流 新蔵
17 番	内村 正二	18 番	宮田 裕司	19 番	竹井 好博
20 番	長福 次美	21 番	田上 政喜	22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番		28 番	大迫 勝哉
29 番	竹之内 重則	30 番	山口 治幸	31 番	
32 番	宮脇 純久	33 番	肝付 兼久	34 番	坂元 智一
35 番	村上 一徳				

(3) 職員（ 5 名 ）

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地係主事	中山 晴天
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員（ - 名 ）

5 会次第

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条許可（農委）申請について (7 件)
- (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請について (1 件)
- (3) 議案第 3 号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について (1 件)
- (4) 議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請について (3 件)
- (5) 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (48 件)
- (6) 議案第 6 号 非農地証明願について (1 件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和 7 年第 12 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、農業委員、全員の出席で、定足数に達しており、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名のうち、27 番上屋敷委員、31 番狩宿委員より欠席の申し出があり、23 名の出席をいただいております。 以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、5 番前野浩司委員、6 番満園和徳委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 12-1 番から 7 番について説明 12-1 番 所在：虎居字 番、畑、農振農用地区域内、668 m ² 、売買による所有権移転 12-2 番 所在：船木字 番、田、農振農用地区域内、1,906 m ² 、所在：船木字 番 1、田、農振農用地区域内、1,107 m ² 、所在：船木字 番 1、田、農振農用地区域内、915 m ² 、売買による所有権移転 12-3 番 所在：湯田字 番 1、田、農振農用地区域内、1,201 m ² 、売買による所有権移転 12-4 番 所在：湯田字 番、田、農振農用地区域内、811 m ² 、売買による所有権移転 12-5 番 所在：二渡字 番 1、田、農振農用地区域内、1,910 m ² 、所在：二

事務局
(中山)

渡字 番 3、田、農振農用地区域内、2,114 m²、所在：二渡字 番 1、畑、農振農用地区域内、520 m²、所在：二渡字 番 2、畑、農振農用地区域内、291 m²、売買による所有権移転

12-6 番

所在：求名字 番 2、畑、農振農用地区域外、136 m²、所在：求名字 番 4、畑、農振農用地区域外、161 m²、売買による所有権移転

12-7 番

所在：紫尾字 番、田、農振農用地区域内、656 m²、売買による所有権移転

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、現地調査の結果並びに、補足説明をお願いします。12-1 番、お願いします。

1 2 番委員

さんは農業を主にやっておられて、家の隣のさんの畑を売買によって所有権していただくということで、今のところは、家の隣ということで、畑となっているんですけれども、そのまま畑として使って、一部、作業場に、農機具を置きたいということで、小屋を作りたいということでしたので、その確認をさせていただきました。通路、水路、排水全て、何も問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長

12-2 番、お願いします。

1 6 番委員

該当農地は、現在もきちんと管理され、耕作をされております。従って申請内容、利用状況、境界、進入路、用排水等、問題はありません。よろしくお願いします。

議長

12-3 番、4 番お願いします。

1 3 番委員

12-3 番について、現在、君が耕作をしています。さんがもう、売りたいということで話があって、このたび君が買うという話になったようであります。圃場整備地区であり、進入路、境界等、問題は無いと思われます。

12-4 番について、こちら圃場整備地区で、君が現在、耕作してまして、さんは身障者で、もう農業はできないということで、君に買って欲しいということでありまして、一応、話がまとまりました。境界、進入路、特に問題は無いと思われます。

議長

12-5 番、お願いします。

2 2 番委員

ここは、さんの弟さんが管理を去年までされていたところで、さんがの会社を退職されて、の古民家に住むようになりまして、そのときに、さんの作られたあとを、機械等、全部引継ぎをされた形になっておりました。管理がちゃんと行き届いた場所で、何も問題はありませんでした。それと、さんの弟さんの機械類とか全部、さんが買われて、体制は整っておりました。さん自体は、出身は隣の方でした。農業が好きで、今から二渡で、色々期待できる方だと思います。よろしくお願いします。

議長	12-6 番、お願いします。
30 番委員	■■■■さんと■■■■さんは、身内関係でありまして、畑は家のすぐ横にあるんですが、■■■■さんが菜園で使われていたようです。境界、排水等、問題無かったです。引き続き、■■■■さんが菜園で使われるということでした。以上です。
議長	12-7 番、お願いします。
28 番委員	この圃場は、譲受人の■■■■さんが、もう 15 年以上耕作されていて、渡人の■■■■さんから買ってもらいたいということで、今回の申請に至りました。境界、進入路、用排水路、問題は無いと思います。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。
3 番委員	12-1 番について、売買の金額が、他のものに比べれば大きいわけですが、それでも、作業場として、のちのち使いたいということもあるようですが、それについては、手続きを必ずするように指導を徹底したほうがいいと思います。これは問題無いと思うんですけど。
事務局 (片野)	今の件につきましては、200 m ² を超えないぐらいのちょっとした施設を作りたいということでしたので、4 条申請（許可不要）を行うよう、話はしてあります。
議長	よろしいですか。他にございませんか。 （なしの声あり） 無いようですので、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 12-1 番から 7 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 12-1 番から 7 番は、許可することに決定いたします。 次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 12-1 番を議題といたします。 なお、4 ページ、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 12-1 番について説明 12-1 番 所在：船木字■■■■番 1、田、農振農用地区域内、1,325 m²、地種：農振農用地、形態：転用、用途：苗床・農業用資材置場用地、施設：苗床・農業用資材置場、施設面積：1,325 m²、申請事由：申請地に、苗床・農業用資材置場を設置したい。 議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番説明（用途区分の変更）

事務局 (片野)	申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。議案第2号の12-1番、議案第3号の1番、お願いします。
16番委員	申請者は、先ほどもありましたけれども、稲作を中心として、このところ、規模を順次、拡大してきておりまして、75,000㎡くらいの水稲を中心とした営農を行っておられます。場所は、道路を挟んで自宅の前にありまして、申請事由については、理解できる所であります。農地としてみた場合には、日当たりに多少、難があります。南側に竹林を控えておりまして。それから、雨量が多いときの排水にも少し、難がありまして、そういうことを勘案して、場所は可ということであります。その他、境界、進入路、一般的に言う用排水については、問題はありません。よろしくお願いいたします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地について、農振農用地の用途区分変更の決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。 また、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
2番委員	農業用の資材置場が設置されることで4条許可申請が必要ということですが、もし、苗床だけだったら、4条許可申請は必要ないんですか。
事務局 (片野)	今回の申請につきましては、農地に砂利を敷いて農地として使えない状態になるものですから、許可申請が必要になります。一時的に田んぼに苗床を作って、また田んぼとして使える状態だったら、許可申請は必要ないと思います。
議長	よろしいですか。他にございませんか。 (なしの声) 無いようですので、採決いたします。 議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番は、農振農用地の用途区分変更を条件として、許可することに賛成の方、併せて、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、農振農用地の用途区分変更を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成（又は賛成多数）ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の12-1番は、農振農用地の用途区分変更を条件として許可することに決定いたしました。

議長	また、議案第 3 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振農用地の用途区分変更を承認することに決定いたします。 なお、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 12-1 番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。 次に、5 ページ、議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-1 番を議題といたします。
事務局 (片野)	議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-1 番について説明。 12-1 番 所在：虎居字 [] 番地、畑、農振農用地区域外、579 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：139.46 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建設したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。12-1 番、お願いします。
1 2 番委員	[] さんは今は [] に住んでいますが、本籍は [] に、現在この土地から 200 メートルくらい離れた所に本籍がありまして、兄が家を継いでいるということで、今度、この土地を、畑だったんですけども、きれいに整えて、それを買って住宅を建てたいということでしたので、確認しました。整地された感じになっていましたので、出入り口、水路、排水、区画、全てよくなっていましたので、問題無いと思います。ただ、西側に木と竹がありまして、[] さんは伐採業を行われているということで、自分で伐採されるということでしたので、問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-1 番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-1 番は、許可することに決定いたしました。
	次に、5 ページ、議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-2

議長	番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-2 番について説明。 12-2 番 所在：柏原字■■■■番 2、畑、農振農用地区域外、419 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：37.90 m²、申請事由：申請地を借り受け（使用貸借）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。12-2 番、お願いします。
26 番委員	■■■■さんと■■■■さんは親子関係です。現在同居されておりますが、手狭であるため、一般住宅を建築したいと申請しました。境界、進入路、排水などは何も問題ありませんでした。審議をよろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-2 番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-2 番は、許可することに決定いたしました。 次に、5 ページ、議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-3 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請について」の 12-3 番について説明。 12-3 番 所在：久富木字■■■■番 2、畑、農振農用地区域外、350 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：88.88 m²、申請事由：申請地を譲り受け（贈与）、一般住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。12-3 番、お願いします。

21番委員	渡人の■■■■■さんは、受人の■■■■■さんのお父さんで、お父さんの年齢が結構、増してきて、車にも乗れないし、送り迎えやいろいろ手がかかるといことで、自分の家の敷地を娘に譲って、そこに住宅を建てるという計画です。12月10日に現地確認をしたんですが、工事される業者が草払いとか杭を打ってなくて、現地確認にならずに、その辺がしっかり分かるようにしてくださいといことで、19日、2回目の確認に行ったところ、先ほど説明があった修正図面のおりの杭を打ってあって、確認をしました。この図面を見ると、下に道路があるように見えるんですが、ここは赤線で、通れないといことで、今回、図面にある通路、こういった形での申請になったようです。お父さんは、娘が帰って来るといことで、すごく期待されていましたが、今後、この畑地を利用しての家ですので、有効に活用していただけるといことで、何ら問題無いと思います。よろしくお願いします。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号「農地法第5条許可申請について」の12-3番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条許可申請について」の12-3番は、許可することに決定いたしました。 次に、6ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の6ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が4件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、9ページの12-15番を議題といたします。 ■■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の9ページ、12-15番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

議長

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 12-15 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 12-15 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■ 委員の入室をお願いします。{■■■■ 委員入室}

次に、11 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 12-37 番から 39 番を議題といたします。

■■■■ 委員の退室をお願いします。{■■■■ 委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬)

議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 11 ページ、12-37 番から 39 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 12-37 番から 39 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の 12-37 番から 39 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■ 委員の入室をお願いします。{■■■■ 委員入室}

次に、7 ページから 12 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬)

議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 7 ページから 12 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員

議長	に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。 次に、13 ページ、議案第 6 号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 6 号「非農地証明願について」の 12-1 番について説明 12-1 番 所在：船木字 [REDACTED] 番 6、畑、農振農用地区域外、294 m²、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地
議長	ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。12-1 番、お願いします。
16 番委員	該当地は長い間、耕作をされていません。国道が新しいルートになった頃からじゃないかと想像されます。国道に面していて、面積も小さくて、農地性という意味では疑問のあるところで、資産の整理の一環として、今回申請をさせていただいたということで、やむを得ない申請と受け止めました。以上です。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。無いようですので、採決いたします。 議案第 6 号「非農地証明願について」の 12-1 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 6 号「非農地証明願について」の 12-1 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(6)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・活動記録の徹底について(活動事例の紹介など) ・農家訪問アンケートについて(新様式+同意書⇒システム入力) ・各区の農業を考える会について(開催協力、出席など) ・農地の貸借料に関するアンケート結果概要について ・新年交流会の開催について(令和 8 年 1 月総会 1/26 の夜に開催) ・12 月町議会定例会(一般質問)について(報告) ・年末年始の服務規律確保、交通安全遵守について ・インフルエンザ感染防止について
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

議長

無いようですので、以上をもちまして、令和7年第12回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員